

(記載例)

工事請負契約書（請負代金内訳書、工程表及び単価合意書）

第3条（略）

2（略）

3 発注者及び受注者は、内訳書（詳細設計完了後に行う変更契約内容に応じた内訳書）の提出後、速やかに、その内容について協議し、単価合意書を締結するものとする。

4 単価合意書（詳細設計完了後に行う変更契約締結後の単価合意書）は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

5 受注者は、請負代金額の変更があった場合には、内訳書を変更し、○日以内に設計図書に基づいて、発注者に提出しなければならない。

6 第3項の規定は、請負代金額の変更後の単価合意の場合に準用する。その場合において、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

7 第1項から第3項まで、第5項及び第6項の内訳書に係る規定は、請負代金額が1億円未満又は工期が6箇月未満の工事で、受注者が、単価包括合意方式を選択し、かつ、工事費構成書の提示を求めない場合は、適用しない。

[注1]○の部分には、原則として、「14」と記入する。

[注2]（ ）内は設計・施工一括発注方式の場合

(記載例)

工事請負契約書（請負代金内訳書、工程表及び単価合意書）

第3条（略）

2（略）

3 発注者及び受注者は、内訳書（詳細設計完了後に行う変更契約内容に応じた内訳書）の提出後、速みやかに、その内容について協議し、単価合意書を締結するものとする。

4 単価合意書（詳細設計完了後に行う変更契約後の単価合意書）は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

5 受注者は、請負代金額の変更があった場合には、内訳書を変更し、○日以内に設計図書に基づいて、発注者に提出しなければならない。

6 第3項の規定は、請負代金額の変更後の単価合意の場合に準用する。その場合において、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注1]○の部分には、原則として、「14」と記入する。

[注2]（ ）内は設計・施工一括発注方式の場合